

北淡都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業公告第1号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第1項の規定に基づき、北淡都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する同法第98条第1項の規定による仮換地指定の通知については、送付したが受領を拒まれたので、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。

令和 年2月27日

土地区画整理事業

施行者 北淡町

代表者 北淡町長

記

1. 書類の送付を受けるべき氏名及び住所

氏 名

住

所

兵庫県津名郡北淡町富島857番地

外3名 兵庫県津名郡北淡町富島909番地

2. 通知の内容

下記のとおり（仮換地指定通知）

様

北淡都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業
 施行者 北淡町
 代表者 北淡町長 井 高 孝 一

仮換地指定通知 (所有権)

北淡都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行地区内において、下記のとおり仮換地を指定します。
 よって、同法同条第4項及び第99条第2項の規定により通知します。

記

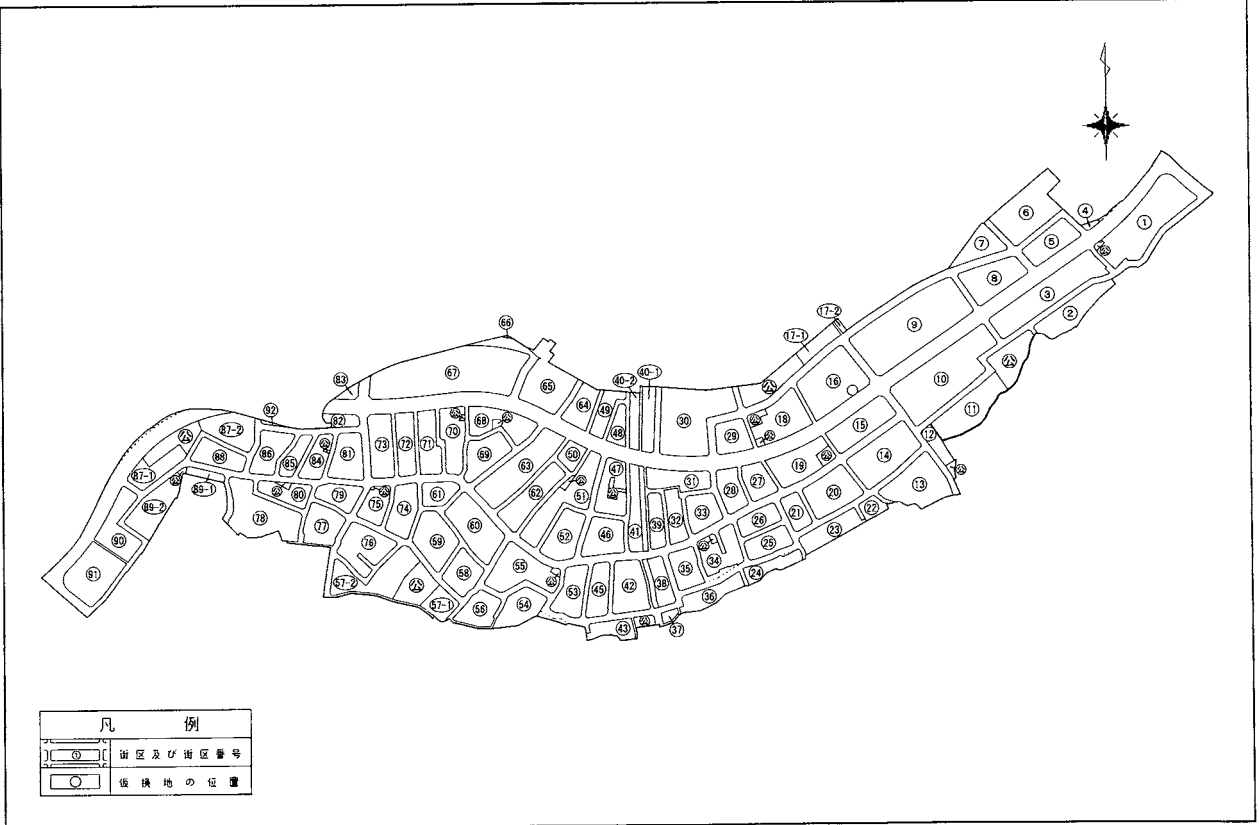
従前の宅地	換地	摘要						
町字名	地番	地目	登記地積 (基準地積)	街区番号	符号	位置	地積	
北淡町富島字香川西	857	宅地	337.95 (505.07)	16	857 858-3 859-3	添付図面 のとおり	約 636 ㎡	
北淡町富島字香川西	858-3	宅地	81.09 (121.19)					
北淡町富島字香川西	859-3	宅地	65.88 (98.46)					
仮換地指定の効力発生の日		平成15年 3月19日						
仮換地の使用収益開始の日		別に定めて通知する						

- (注意)
- この通知記載の「仮換地指定の効力発生の日」から、従前の宅地については使用収益することができません。
 - 別に通知する「仮換地の使用収益開始の日」までは、仮換地を使用収益することができません。

(教示) この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。

仮換地案内図

縮尺 1:3500



外 3 名 様

北淡都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業
 施行者 北淡町
 代表者 北淡町長 井 高 孝 一

仮換地指定通知 (所有権)

北淡都市計画事業富島震災復興土地区画整理事業施行地区内のあなた
 が所有する宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定によ
 り、下記のとおり仮換地を指定します。
 よって、同法同条第4項及び第99条第2項の規定により通知します。

記

従 前 の 宅 地		仮 換 地			摘 要			
町 字 名	地 番	地 目	登記地積 (基準地積)	街区 番号		符 号	位 置	地 積
北淡町富島 字 香 川 西	858-9	宅地	25.52 (26.03) m ²	16	858-9A	添付図面 のとおり	約 5 m ²	
仮換地指定の効力発生の日		平成15年 3月19日						
仮換地の使用収益開始の日		別に定めて通知する						

- (注意) 1. この通知記載の「仮換地指定の効力発生の日」から、従前の宅地につ
 いては使用収益することができません。
 2. 別に通知する「仮換地の使用収益開始の日」までは、仮換地を使用収益
 することができません。

(教示) この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算
 して60日以内に、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書
 の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。

仮換地案内図

縮尺 1:3500

